

平成28年9月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続人の中に未成年者がいる場合

－「特別代理人」が必要－

[1] 未成年者が法律行為を行うには、代理人が必要

未成年者は、原則として自身の判断で法律行為を行うことができません。法律行為とは、法律上の一定の効果を生じさせる行為を言いますが、売買や贈与、相続における遺産分割も含まれます。もし、未成年者が本人のみの判断で法律行為を行った場合は、あとで取消すことができるようになっていきます。未成年者には大人と同様の判断力が無いことから、法律によって保護しています。未成年者が法律行為をする場合は、法定代理人(一般的には親)の同意が必要になります。法定代理人の同意を得ることによって、その法律行為が有効なものになります。

[2] 未成年者の相続には、「特別代理人」が必要

本人が未成年者の場合、親権者が法定代理人になります。しかし、**相続に関しては法定代理人を代理人にすることは、適切ではありません**。相続が発生した時、未成年者とその親は同じ相続人の立場になることが多いからです。

例えば、父親が若くして亡くなった場合、配偶者である母親と未成年者の子供の2人が相続人になります。子供の意思や権利を無視して、母親の思いのままに遺産分割することが可能です。これでは、未成年者を保護するために設けられた法定代理人の趣旨と異なることになります。その為、**相続においては法定代理人に代えて「特別代理人」**を定め、特別代理人が未成年者の代わりに遺産分割協議などを行います。

[3] 特別代理人

特別代理人は家庭裁判所に申立てを行い選任されます。上記の場合、**母親は子供の為に特別代理人を選任するよう申立てを行わなければなりません**。子供の住所地を管轄する家庭裁判所へ、未成年者・親権者の戸籍謄本や特別代理人候補者の住民票等を添えて申立てます。特別代理人になる人に、特別な資格(弁護士等)は必要ありません。未成年者の利益を保護するために選任されることを考慮し、利害関係が生じていない叔父や叔母を候補者とすることが一般的です。